

南箕輪村営住宅募集のお知らせ

- 1 募集戸数** 1階・2DK（6畳タイプ）・1戸（B棟101号室）
- 2 受付期間** 令和8年5月7日（木）～令和8年5月18日（月）
午前8時30分～午後5時00分（土日を除く）
※受付期間外は対応することができませんのでご了承ください。
- 3 申込先** 南箕輪村役場 建設水道課 建設管理係
※申込書その他、必要書類をご提出ください。
- 4 抽選会** 申込複数の場合は抽選となります。（詳細は決定後通知します）
なお、「10収入基準」に規定する「裁量世帯」は、優先して抽選します。



- 5 募集团地** 羽場団地1（平成14年度建設）
- 6 所在地** 長野県上伊那郡南箕輪村4763番地1
小学校まで約250mです。学校との間にある国道153号も地下歩道を利用できるため、低学年のお子様でも安心して通学できます。
- 7 間取り** 6畳タイプ：和室6畳、洋室6畳、DK8畳、浴槽付き浴室、トイレ



※ 参考間取り図 6畳タイプ

住居環境について

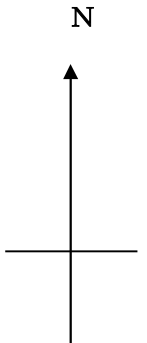
部屋間の段差をなくし、トイレ・お風呂には手すりを設置してあります。また、ドアは引き戸になっており、車椅子でも移動ができるなど、バリアフリー設計で建てられています。

また、屋外には駐車場（1台分）・駐輪場・各部屋用の物置があります。

- 内 覧 多少のキズ・色落ち等がありますので、承諾の上ご応募ください。
希望者は日程調整のうえ室内をご覧いただけます。

村営住宅羽場団地配置図

居住者倉庫(A棟10戸分)

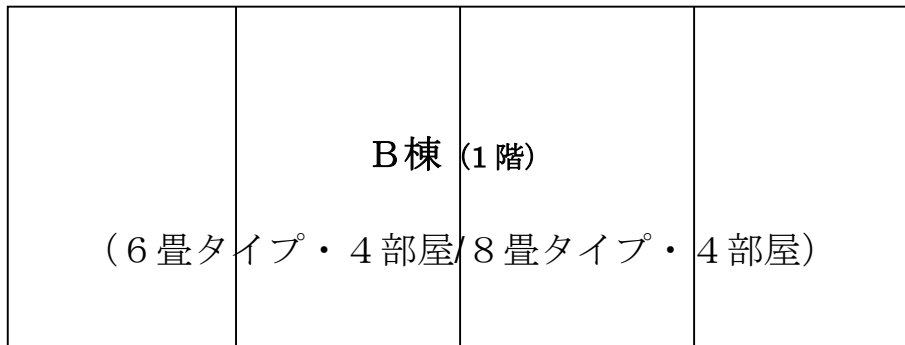


駐輪場



駐車場 (各戸1台分)

居住者倉庫 (B棟8戸分)



(6畳タイプ・4部屋/8畳タイプ・4部屋)

8 提出書類

- ①入居申込書
- ②世帯全員分の住民票
- ③所得を証明する書類（令和6年分）
- ④納付金納付状況確認同意書（村外者はお住まいの自治体が発行する「完納証明」）
- ⑤その他（入居資格を証明する書類）

※詳しくは、別紙「入居申込時提出書類について」をご確認ください。

9 入居資格

- ①現に同居し又は同居しようとする親族（婚姻予約者・事実上婚姻関係にある方を含む）がいる方
- ②収入基準を満たしている方（下記参照）
- ③住宅にお困りであることが明らかの方
- ④他の公営住宅に入居していない方
- ⑤村税・上下水道料金等を滞納していない方（同居者も含みます）
※村外からの応募者は、お住まいの市町村に滞納のない方
- ⑥入居が決定した場合には、村に住民登録できる方
- ⑦暴力団員でない方（同居者も含みます）

※ただし高齢者（60歳以上）や障がい者（身体障害者1級～4級、精神障がい者1級～3級または知的障がい者A1・A2・B1相当）、生活保護受給者の方等は②～⑦、被災者の方は③と⑥と⑦を満たしていれば単身でも入居できます。
また、入居の際には連帯保証人が必要になります。（※入居者と同程度以上の収入を有する者で、国内在住の独立した生計を営む者であることが必要です。）

10 収入基準

入居資格②の収入基準については、以下のとおりです。
（一般世帯）

$$\{ (\text{入居者全員の1年間の合計所得}) - (\text{所得控除額の合計}) \} \div 12 \text{ カ月} = \text{月収}$$

月収：158,000円 以下

ただし次のいずれかに該当する世帯は「裁量世帯」とされ、収入要件が緩和されます。

- ・入居者が60歳以上で、18～60歳の同居者がいない方（高齢者世帯）
- ・中学校卒業前の同居者がいる方（子育て世帯）
- ・1から4級の身体障がい者手帳をお持ちの方がいる方（障がい者世帯）
- ・1から3級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる方（障がい者世帯）
- ・A1・A2・B1相当の知的障がい者の方がいる方（障がい者世帯）
- ・その他（戦傷病者・認定被爆者・海外からの引揚者など）

月収；214,000円 以下

●月収の求め方

① 給与所得者の場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{入居者全員分の} \\ \text{給与所得控除後の} \\ \text{金額の合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額の合計} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 \text{ カ月} = \text{月収}$$

※源泉徴収票等に記載された「給与所得控除後の金額」の世帯合計又は所得証明書の「合計所得金額」の世帯合計から、所得控除額を差し引いて、12で割ったものが月収になります。

下表は、給与所得者の場合の入居資格の収入基準を満たす総収入と合計所得の目安です。扶養控除や配偶者控除等を基にしている一般的な例となります。

扶養者数	0人 (単身)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)
一般世帯 総収入 ()は月額	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
対応する所得	1,894,800	2,275,600	2,653,600	3,034,400	3,415,200
裁量世帯 総収入 ()は月額	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)
対応する所得	2,567,200	2,948,000	3,325,600	3,706,400	4,087,200

② 個人事業主の場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業収入} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額の合計} \\ \hline \end{array} \div 12 \text{ カ月} = \text{月収}$$

※所得証明書の合計所得金額から、所得控除額を差し引いて、12で割ったものが月収となります。

●所得控除額の求め方 (生活を共にする扶養家族が対象です。※同居人)

- 配偶者 _____人 × (380,000 円)
- 子供・同居人(0歳以上 16歳未満、23歳以上 70歳未満) _____人 × (380,000 円)
- 子供(16歳以上 23歳未満) _____人 × (630,000 円)
- 老人扶養(70歳以上) _____人 × (480,000 円)
- 寡婦及び寡夫 _____人 × (270,000 円)

以下の項目は、上記の控除に加算します。

- 障がい者控除(3級から6級) _____人 × (270,000 円)
- 特別障がい者控除(1級から2級) _____人 × (400,000 円)

※ () 内の数字は、控除金額を表します。

11 家賃

村営住宅の家賃は、入居者の方の収入状況に応じて8段階に設定されています。現在の家賃（令和8年7月まで）は下表のとおりです。支払いは毎月月末に口座振替により、引き落とします。

月収	収入分位	6畳タイプ
0～104,000円	1	14,100円
104,001円～123,000円	2	16,300円
123,001円～139,000円	3	18,600円
139,001円～158,000円	4	21,000円
158,001円～186,000円	5	24,000円
186,001円～214,000円	6	27,700円
214,001円～259,000円	7	32,400円
259,001円以上	8	37,400円

なお、入居者は団地の自治会(北殿19組)に加入していただきます。そのため、家賃以外に自治会費・共益費がかかります。費用は、北殿19組の組長（毎年交代制）に直接支払っていただきます。

○その他

- ・令和8年7月分から使用料を徴収します。
- ・入居決定者は敷金（家賃の3か月分）を納付していただきます。
- ・村営住宅は「南箕輪村営住宅管理条例」及び「南箕輪村営住宅管理条例施行規則」に基づいて管理しています。そのため、入居後の使用方法等が一般の賃貸住宅と異なる点が多くあります。申し込みの際は、その点をご承知の上でお申し込みください。
- ・期間の長短・種類に関わらず、ペットを飼うことはできません。また、エアコンは設置していませんが、村長の許可を得れば各自の負担で設置可能です。
- ・部屋の貸出については、現状のままで貸出をいたしますので、ご承知の上、ご検討ください。部屋の見学を希望する場合は下記にご連絡ください。

○お問い合わせ

建設水道課 建設管理係 TEL：0265-72-2325 FAX：0265-73-9799

E-mail：kanri-c@vill.minamiminowa.lg.jp

